

誘導施設の休廃止届出制度について

都市再生特別措置法の改正に伴い、立地適正化計画の都市機能誘導区域内における「誘導施設の休廃止届出制度」が創設され、届出が義務化されたことから、本制度の趣旨を踏まえ、関係団体と連携して誘導施設の誘致に取り組むこととする。

1. 法改正の概要

人口減少社会を迎え、全国的に空き地、空き家等の低未利用地がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下等の支障が生じていることから、平成30年7月に改正都市再生特別措置法が施行され、誘導施設（本市では商業施設・診療所・銀行等）の休廃止の動きを行政が事前に把握し、施設誘致等の取組みを可能とするために、届出制度が創設されたところである。

2. 届出内容

【対象行為】 都市機能誘導区域内で誘導施設を休廃止する場合

【対象建物】 誘導施設

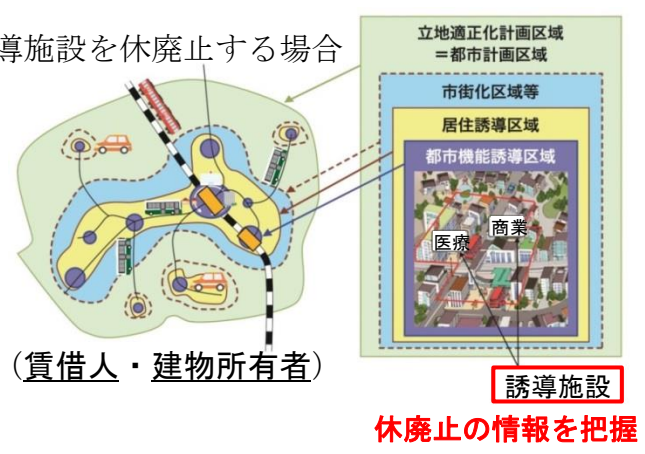
(参考) 現況の区域内施設の概数

商業施設	: 約100件
診療所	: 約260件
銀行等	: 約110件

【対象者】 誘導施設を休廃止する者 (賃借人・建物所有者)

【時期】 休廃止の30日前まで

【提出書類】 誘導施設の休廃止届出書 (法定様式)



3. 届出の対応

今回の制度創設により、届出自体が義務化されたことから、法定様式で届出を行うよう、ホームページ等への掲載や関係団体への周知を行うとともに、関連する届出や補助制度についても紹介を行っている。

その一方で、届出で得た情報を次の事業者の誘致に繋げる取組みも求められていることから、活用意向のある建物について、当課から不動産関連の団体に情報提供を行い、官民で連携して誘導施設の誘致に取り組むこととする。

4. 届出後の取組フロー等

不動産関連の2団体と連携することで、誘導施設の誘致に官民で協力して取り組む。

(1) 連携先と取組内容

【連携先】

鹿児島県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会鹿児島県本部

【取組内容】

- 市
 - ・休廃止の届出があった際に活用意向を調査 (①)
 - ・都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止情報の提供 (②)
- 協会
 - ・仲介を希望する業者リストを作成 (③)
 - ・建物所有者に業者リストを提供 (③)

(2) 取組みフロー

